

利用証の交付を受けることができる方（交付対象者）

(1) 有効期限 交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間

●身体障がいにより歩行困難な方

障害区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい		○	○	○	○		
聴覚障がい			○	○			
平衡機能障がい				○		○	
音声機能・言語機能又は咀嚼機能の障がい							
上肢不自由		○	○				
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい		○		○	○		
腎臓機能障がい		○		○	○		
呼吸機能障がい		○		○	○		
膀胱又は直腸の機能障がい		○		○	○		
小腸機能障がい		○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		○	○	○	○		
肝臓機能障がい		○	○	○	○		

*○印をして塗りつぶしてある障がい、等級が交付対象です

- 知的障がいにより歩行困難な方（療育手帳の障がい区分が「A」）
- 精神障がいにより歩行困難な方（精神障がい者保健福祉手帳の障がい区分が「1級」）
- 高齢により歩行困難な方（要介護状態区分が「要支援1」以上の方）
- 難病により歩行困難な方（特定疾患医療受給者）（小児慢性特定疾患医療受給者）

(2) 有効期限1年以上（更新無し）

- 妊産婦の方（妊娠7ヶ月から産後1年間）

(3) 有効期限1年未満

- けが人等歩行困難である方（医師が車いす、杖等の使用が必要と認めた期間）